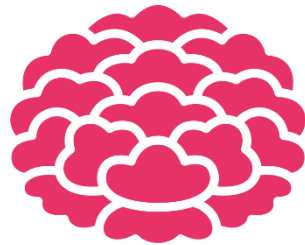


一般社団法人 Clan PEONY 津軽
令和 7 年度 第 3 回定時理事会

資 料



Clan PEONY 津軽

一般社団法人 Clan PEONY 津軽 令和 8 年度事業計画

《基本方針》

「津軽地域観光地経営戦略」（以下、「戦略」という。）や、最終年度となる内閣府の【新しい地方経済・生活環境創生交付金】（以下、「新地方創生交付金」という。）の実施計画のほか、DMO の登録制度に関するガイドラインの改正を踏まえて、以下の（１）～（４）の事業に重点的に取り組んでまいります。

（１）マーケティング事業（マーケティングの強化と津軽地域リピーターへのアプローチ）

地域の観光の実態や潜在的需要を掴むため、観光客来訪・宿泊・消費等の詳細なデータを収集します。また、収集したデータをもとに提供サービスの改善につなげ、より満足度の高いサービス提供によるリピーター増加を狙う。

- ① マーケティングデータの収集及び津軽地域の現状分析
- ② 旅アト消費アンケート及びリピートプロモーションの実施

（２）受入体制整備事業（観光客受入体制の整備）

津軽地域の観光客受入環境の整備及び観光人材の育成を目指し、専門家の招聘等も行いながら、以下の取り組みを行う。

- ① 受入環境整備を目的とした現地調査
- ② 観光ホスピタリティを備えた多様なガイド人材の育成
- ③ 地域交通事業者と連携した二次交通・情報提供の強化

（３）観光コンテンツ等開発・販売事業（旅行消費額単価の増加）

津軽地域に来訪する観光客の域内消費額を増加させるため、域内宿泊や旅ナカ消費の促進を目指すほか、体験型商品等の造成・販売も強化する。

- ① 地域の強みを活かした観光コンテンツの造成・販売
- ② デジタル周遊パスシステムの運営・販売

（４）観光プロモーション事業（来訪・宿泊者数の増加・平準化）

誘客や周遊観光の促進により来訪者数の増加を目指すほか、閑散期（6-7 月、12-3 月）の誘客を促進することで、観光需要の安定化や地域の観光産業への投資拡大につなげる。

- ① 日本一のりんご名産地のブランディング強化による誘客
- ② 一次交通事業者・旅行会社等と連携した観光プロモーションの実施
- ③ 青森空港直行便就航国やクルーズ船からの誘客強化
- ④ 拠点行動型周遊観光モデルルートの整備・発信
- ⑤ 弘前城の曳家や立佞武多の館リニューアルオープン、鶴の舞橋修繕工事完了、五能線開通 90 周年などの好機を活かした来訪促進

以上、令和 8 年度につきましては、前年度まで積み上げてきた実績や経験を基に、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに、地域住民の誇りと更なる愛着醸成を目指します。

《実施事業詳細》

1. マーケティング事業

事業費 8, 6 6 7 千円 (R 7 : 2, 6 7 6 千円)

(1) 津軽地域の観光実態調査事業

予算額：3 8 0 千円

事業概要：観光客満足度調査及び住民観光意識調査を実施します。

(2) 【新規】観光 DX を活用したマーケティング事業

事業イメージ図等	
予算額	8, 2 8 7 千円
事業概要	観光データ分析システム等を活用し、観光客の動態や業種別の観光消費額等の定点観測、観光 Web サイト別のアクセス状況など、県内外の他エリアとの比較をしながら津軽地域の観光マーケティング分析を継続して実施します。 また、津軽地域の宿泊者の詳細な属性データを取得・分析し閑散期の来訪促進施策の企画等につなげるほか、宿泊者属性の傾向や3ヶ月先までの先予約状況などのデータ比較をもとに宿泊料金の調整することで、客室稼働率向上につなげるため、宿泊データ分析システムを導入します。 〈主な予算用途〉 宿泊データ分析システム開発業務委託費、「じゃらんエリアダッシュボード」及び「東北観光 DMP システム」利用料
活動内容	① 宿泊データ分析システムの導入 域内宿泊施設 3 0 施設の導入を想定 ② 津軽地域のマーケティングレポートの作成・公表 各種調査や東北観光 DMP、宿泊データ分析システム等で収集したデータを活用したマーケティング分析
成果指標	① 宿泊データ分析システム導入施設数：3 0 施設 ② 津軽地域観光マーケティングレポートの作成・公表：四半期毎 1 回＋年間レポート 1 回

2. 受入体制整備事業

1, 000千円 (R7:6, 330千円)

(1) 受入環境整備を目的とした現地調査事業

事業イメージ図等	
予算額	130千円
事業概要	市町村担当者及び地域事業者を対象に、専門家を招聘して、受入環境整備のポイントに関するセミナー及び観光地での観光客受入環境の実地調査を行い、改善点のアドバイスをいただきます。 そのアドバイスを踏まえて、行政や地域関係者、当法人が一体となって、解決策・改善策を検討し、今後の取り組みにつなげていきます。 また、令和7年度に実施した市町村のフォローアップも並行して実施します。 〈主な予算使途〉 セミナー会場借上料、消耗品費
活動内容	① 調査対象市町村募集 (4～5月) ② 現地調査実施 (5～2月)
成果指標	受入環境整備改善に係る提案件数：3件

(2) 観光人材育成事業

事業イメージ図等	
予算額	870千円
事業概要	構成市町村担当者及び地域事業者を対象に、外部有識者を招聘して研修会を開催し、地域が抱える課題解決に向けた研修会とするために、閑散期（主に冬季）における観光需要の取り組みや、最新の観光におけるトレンドなどに精通した講師を招聘、本研修を通してそれぞれの地域における観光人材の育成を図ります。 また、津軽地域が持続可能な観光地となるべく、津軽地域の観光施策の周知や

	地域の経済や環境、社会・文化に好影響を与える観光振興の取り組みの浸透を図るため、地域住民や地域事業者向けセミナーを開催します。 〈主な予算使途〉 講師謝金・費用弁償、研修会・セミナー会場借上料
活動内容	① 地域事業者向け人材育成研修会の開催 外部有識者を講師に招聘し、地域事業者や構成市町村の観光担当者等に向けて年2回の研修会を開催します。 ② 津軽地域の観光振興に関する住民向けセミナーの開催 津軽地域で取り組まれている観光施策について地域住民に周知するとともに、観光が地域にどのようなメリットをもたらしているかをテーマに、専門家を招聘して地域住民向けのセミナーを開催します。 ③ 持続可能な観光地づくりセミナー開催 観光を通じて地域の経済や環境、社会・文化に好影響を与える持続可能な観光地づくりをテーマに、専門家を招聘して地域事業者や地域住民向けのセミナーを開催します。
成果指標	① 地域事業者向け人材育成研修会の開催：2回 ② 地域事業者向け人材育成研修会参加者：200名×2回＝400名 ③ セミナー開催数：4回（弘前開催2回・五所川原開催2回） ④ セミナー参加者計：200人

3. 観光コンテンツ等開発・販売事業

4, 200千円（R7：12, 850千円）

(1) 体験コンテンツ販売促進事業

事業イメージ図等	
予算額	2, 050千円
事業概要	旅の目的となり得る体験型旅行コンテンツの造成を行います。 また、ツガルツナガル体験は旅ナカ需要をターゲットにPRを行っています。観光客の旅行行程を決定するタイミングは旅マエ約85%、旅ナカ約15%のデータもあることから、旅マエのPRを重点的に行います。 ターゲット層は県外からの観光客のみならず、県内居住者に対しても設定します。県外向けとしては消費傾向の高い若年層、県内向けには中～高齢者向けに行います。 当法人で販売するコンテンツの体験動画を撮影し、法人ホームページや各種

	SNS に掲載することで購買意欲を高めます。 〈主な予算使途〉 JTB BOKUN システム使用料、観光コンテンツ開発業務委託費
活動内容	① JTB BOKUN を利用した体験型旅行コンテンツの予約販売 ② 地域事業者と連携したコンテンツ造成 ③ 既存コンテンツの磨き上げ及び海外 OTA 掲載によるインバウンド誘客の強化 ④ ツガルツナガル体験のプロモーション動画の制作 ⑤ 県内外に向け各種 SNS を利用した広告出稿
成果指標	① ツガルツナガル体験の販売件数：875 件 ② ツガルツナガル体験の売上額：7,000 千円 ③ 法人 HP 及びツガルツナガル体験ページの閲覧数： 令和 7 年度比 120 % 増

(2) デジタル周遊チケット販売促進事業

事業イメージ図等	
予算額	500 千円
事業概要	津軽地域内の周遊観光の促進を目的に令和 7 年度に造成した「ツガルツナガル 湯らり津軽周遊パス」の磨き上げと、プロモーションを行います。 〈主な予算使途〉 商品磨き上げ・宿泊施設と連動したプラン開発業務委託費
活動内容	① ツガルツナガル 湯らり津軽周遊パスの PR ② 新規加入施設の開拓 ③ 宿泊施設と連携したツガルツナガルパス付き宿泊プランの開発
成果指標	① デジタル周遊チケットシステムの構築・運用 ② ツガルツナガル 湯らり津軽周遊パス販売枚数：1,000 枚

(3) 【新規】 二次交通対策事業

事業イメージ図等	
予算額	1, 6 5 0 千円
事業概要	津軽地域に訪れた観光客向けに、バスで効率的に観光スポットを巡るツアーを実施します。 実施する時期はお客様の取り込みがしやすい「大人の休日倶楽部バス」期間とし、JR 東日本等の外部機関と連携のうえプロモーションを実施します。 〈主な予算使途〉 津軽エリア周遊バスツアー運行业務委託費
活動内容	第 1 回： 6 月下旬～7 月上旬（大人の休日倶楽部バス期間） 第 2 回： 1 1 月下旬～1 2 月上旬（大人の休日倶楽部バス期間） 第 3 回： 1 月中～下旬（大人の休日倶楽部バス期間）
成果指標	① バスツアー企画： 3 回 ② 平均乗車数： 1 5 名／日

4. 観光プロモーション事業

1 8, 6 8 7 千円 (R 7 : 1 8, 5 0 8 千円)

(1) 松屋銀座連携事業

事業イメージ図等	
予算額	1 0, 0 0 0 千円
事業概要	「津軽圏域 1 4 市町村の観光推進に向けた連携に関する協定」に基づき、株式会社松屋のデザイン力、発信力と構成市町村の魅力をマッチングすることで、地域資源を掘り起こし、磨き上げ、魅力的で訴求力のある商品を造成するとともに、津軽地域を県内外へ発信するなど津軽地域の認知度向上と、関係人口・交流

	人口の創出を目指します。 〈主な予算使途〉 謹製 津軽たんげ商品造成・津軽観光物産展開催等業務委託費、スタッフ旅費 交通費
活動内容	① 「謹製 津軽たんげ」プロジェクト事業 「謹製 津軽たんげ」の新商品開発及び県内外における販売促進に取り組みます。また、高価格帯の旅行商品を造成し、松屋銀座の顧客を対象として販売します。 ② 津軽観光物産展事業 松屋銀座（東京都）や KUZUHA MALL(大阪府) 等において津軽観光物産展を開催し、「謹製 津軽たんげ」など地元の特産品や伝統工芸品を販売するだけでなく、構成市町村の観光情報も提供します。 ③ 松屋銀座プロモーション事業 松屋銀座で行う津軽観光物産展と連動して、高い訴求効果が見込まれる松屋銀座のショーウィンドウを活用した観光 PR を実施します。
成果指標	① 物産展売上金額：5, 0 0 0 千円／年 ② 津軽観光物産展開催回数：2 回（東京都中央区、大阪府枚方市） ③ 「謹製 津軽たんげ」販売売上金額：2, 0 0 0 千円／年

（２）観光情報発信事業

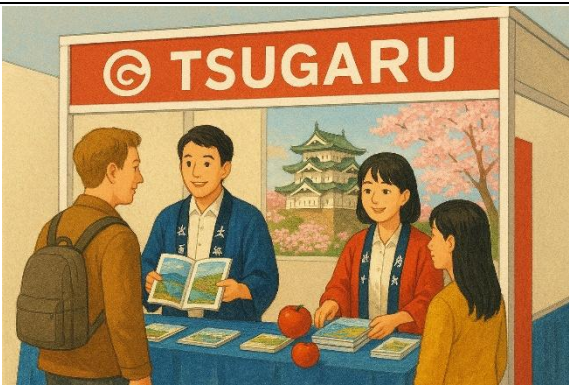
事業イメージ図等	
予算額	5, 4 4 7 千円
事業概要	Google 社が提携する 2 0 0 万以上の Web サイト上で広告を表示する Google 広告及び 1 0 代～3 0 代の利用者が多い Instagram での広告掲載を定期的を実施することで、季節ごとの津軽地域の観光 PR を実施します。 また、県内のほぼ全域を放送対象地域とするラジオ放送局「エフエム青森」の番組枠購入や CM 放送を行うことで、県内での当法人及び法人 HP の認知度を高めて、体験コンテンツ等の商品販売や域内の周遊促進などにつなげます。 さらに、法人 HP の保守管理や「津軽広域探遊マップ」の増刷を行います。 〈主な予算使途〉 広告宣伝費（GDN・SNS・ラジオ番組等・雑誌等広告）、法人 HP 保守管理等

	委託料、津軽広域探遊マップ増刷
活動内容	① 広告デザイン制作 ② Google サイト上での広告掲載 ③ Instagram での広告掲載 ④ 法人 HP の管理・運営 ⑤ エフエム青森と連携した PR ⑥ 「津軽広域探遊マップ」増刷
成果指標	① 広告クリック数：600,000 クリック ② 法人 HP 及びツガルツナガル体験ページの閲覧数： 令和7年度比120%増

(3) 国内販路拡大事業

事業イメージ図等	
予算額	1,035千円
事業概要	JR 東日本が首都圏で実施する観光キャラバンに併せて圏域の PR を行うほか、市町村が実施する観光プロモーションと連携して圏域の PR を行います。 また、国内で実施される商談会へ参加し、津軽地域のコンテンツの売り込みを行います。 〈主な予算用途〉 スタッフ旅費交通費
活動内容	① 各種商談会参加 ② 国内 PR の実施
成果指標	法人 HP 及びツガルツナガル体験ページの閲覧数：令和7年度比120%増

(4) 海外販路開拓事業

事業イメージ図等	
予算額	2, 205 千円
事業概要	コロナ禍以降、アジア圏からのインバウンドが回復・拡大していることを踏まえ、当法人の「津軽地域観光地経営戦略」において重点ターゲットとする台湾・韓国からの誘客促進に向け、現地での商談会や B to C 向けイベント等に出展自治体と連携して参加し、津軽地域の認知度向上と旅行商品の販路拡大を図ります。 〈主な予算使途〉 商談ブース出展料、デザイン費及び備品料金・通訳スタッフ費用、スタッフ旅費交通費
活動内容	① 9 月【韓国】北東北三県・北海道ソウル事務所主催「韓国観光商談会 2026」出展 ② 12 月【台湾】東北観光推進機構主催「日本東北遊楽日」出展
成果指標	海外旅行博出展回数：2 回

〈KPI（重要業績評価指標）一覧〉

指標名	令和 8 年度 目標値
延べ宿泊者数(旅行者全体)	1,162,000 人
延べ宿泊者数(うち外国人旅行者)	70,000 人
旅行消費額(総額)	678 億円
観光客満足度(旅行者全体)	80.0%
3 年以内リピート率(県外旅行者)	70.0%
法人 HP プレビュー数(全体)	363,000PV
法人 HP プレビュー数(インバウンド)	6,100PV
法人 HP 観光モデルルート掲載数	6 件
持続可能な観光地と思う住民割合	45%

(一社) Clan PEONY 津軽 令和8年度収支予算(事務局案)

収支計	0円
-----	----

【収入】

費目	当年度	前年度	対前年度
構成市町村負担金	42,314,000円	44,844,000円	▲2,530,000円
事業収入	2,000,000円	240,000円	1,760,000円
補助金収入	0円	2,000,000円	▲2,000,000円
収 入 計	44,314,000円	47,084,000円	▲2,770,000円

【事業費支出】

費目	当年度	前年度	対前年度	新地方創生交付金 国費支援金額
マーケティング事業	8,667,000円	2,676,000円	5,991,000円	4,143,500円
津軽地域の観光実態調査事業	380,000円			0円
【新】観光DXを活用したマーケティング事業	8,287,000円			4,143,500円
受入体制整備事業	1,000,000円	6,330,000円	▲5,330,000円	500,000円
受入環境整備を目的とした現地調査事業	130,000円			65,000円
観光人材育成事業	870,000円			435,000円
観光コンテンツ等開発・販売事業	4,200,000円	12,850,000円	▲8,650,000円	2,100,000円
体験コンテンツ販売促進事業	2,050,000円			1,025,000円
デジタル周遊チケット販売促進事業	500,000円			250,000円
【新】二次交通対策事業	1,650,000円			825,000円
観光プロモーション事業	18,687,000円	18,508,000円	179,000円	7,590,000円
松屋銀座連携事業	10,000,000円			4,590,000円
観光情報発信事業	5,447,000円			2,426,500円
国内販路拡大事業	1,035,000円			0円
海外販路開拓事業	2,205,000円			573,500円
事業費計	32,554,000円	40,364,000円	▲7,810,000円	14,333,500円

【法人運営費支出】

費目	当年度	前年度	対前年度	新地方創生交付金 国費支援金額
人件費	4,000,000円	0円	4,000,000円	2,000,000円
諸手当	2,450,000円	0円	2,450,000円	0円
研修費	200,000円	0円	200,000円	0円
旅費交通費	400,000円	650,000円	▲250,000円	0円
通信費	900,000円	891,000円	9,000円	0円
減価償却費	1,174,000円	1,426,000円	▲252,000円	0円
消耗品費	350,000円	1,600,000円	▲1,250,000円	0円
車両費	300,000円	250,000円	50,000円	0円
印刷製本費	0円	150,000円	▲150,000円	0円
賃借料	930,000円	750,000円	180,000円	0円
租税公課	60,000円	30,000円	30,000円	0円
支払負担金	60,000円	80,000円	▲20,000円	0円
支払手数料	561,000円	568,000円	▲7,000円	0円
交際費	75,000円	75,000円	0円	0円
会議費	200,000円	150,000円	50,000円	0円
法人税等	100,000円	100,000円	0円	0円
法人運営費計	11,760,000円	6,720,000円	5,040,000円	2,000,000円

支 出 計	44,314,000円	47,084,000円	▲2,770,000円	16,333,500円
-------	-------------	-------------	-------------	-------------

※国等の助成事業の採択を受けることにより事業年度中に一時的な短期の借入を行う際は、採択された助成事業に係る事業費を限度額として借入を行います。

(一社) Clan PEONY 津軽 令和8年度事業費詳細(事務局案)

費目	内訳	当年度	前年度	対前年度	新地方創生交付金 国費支援金額
マーケティング事業		8,667,000円	2,676,000円	5,991,000円	4,143,500円
津軽地域の観光実態調査事業		380,000円	1,660,000円	▲1,280,000円	0円
通信費	観光客満足度・住民観光意識調査郵送料 1,000円×15名×2調査×4回=120,000円	120,000円	240,000円	▲120,000円	0円
消耗品費	観光客満足度・住民観光意識調査用消耗品購入	20,000円	50,000円	▲30,000円	0円
販売促進費	観光客満足度調査ノベルティ 3,000円×10名×4回=120,000円	120,000円	180,000円	▲60,000円	0円
	住民観光意識調査ノベルティ 3,000円×10名×4回=120,000円	120,000円	180,000円	▲60,000円	0円
	共通ノベルティ(JTBOKUN) 5,000円×3名×4回=60,000円、15,000円×3名×4回=180,000円	0円	240,000円	▲240,000円	0円
委託費	全国対象アンケート調査(2,100サンプル) 一式770,000円	0円	770,000円	▲770,000円	0円
【新】観光DXを活用したマーケティング事業		8,287,000円	1,016,000円	7,271,000円	4,143,500円
委託費	宿泊データ分析システム開発業務委託	7,271,000円	0円	7,271,000円	3,635,500円
使用料	じゃらんエリアダッシュボード年間利用料	396,000円	396,000円	0円	198,000円
	東北観光DMPシステム利用料(県内DMO負担額)	620,000円	620,000円	0円	310,000円
受入体制整備事業		1,000,000円	6,330,000円	▲5,330,000円	500,000円
受入環境整備を目的とした現地調査事業		130,000円	130,000円	0円	65,000円
会場借上料	ワークショップ:25,000円×4回、住民向けセミナー:2会場(弘前・五所川原)×2回	100,000円	100,000円	0円	50,000円
消耗品費	一式	30,000円	30,000円	0円	15,000円
観光人材育成事業		870,000円	5,580,000円	▲4,710,000円	435,000円
諸謝金	謝金・費用弁償 350,000円×2回	700,000円	0円	700,000円	350,000円
会場借上料	事業者向けセミナー:2会場(弘前・五所川原)、住民向けセミナー:2会場(弘前・五所川原)×2回	140,000円	50,000円	90,000円	70,000円
消耗品費	一式	30,000円	30,000円	0円	15,000円
委託費	地域事業者と協働の通年観光コンテンツ開発業務委託費	0円	5,500,000円	▲5,500,000円	0円
【廃】東北観光推進機構フェニックス塾研修派遣事業		0円	620,000円	▲620,000円	0円
旅費交通費	スタッフ旅費 東北6県及び新潟県旅費交通費平均39,000円×8回×1名	0円	312,000円	▲312,000円	0円
	構成市町村職員費用弁償 東北6県及び新潟県旅費交通費平均36,000円×8回×1名	0円	288,000円	▲288,000円	0円
研修費	スタッフ研修参加費 10,000円×1名、構成市町村職員研修参加費 10,000円×1名	0円	20,000円	▲20,000円	0円
観光コンテンツ等開発・販売事業		4,200,000円	12,850,000円	▲8,650,000円	2,100,000円
体験コンテンツ販売促進事業		2,050,000円	4,600,000円	▲2,550,000円	1,025,000円
使用料	JTB BOKUNシステム利用料	500,000円	500,000円	0円	250,000円
委託費	観光コンテンツ開発業務委託費	1,500,000円	1,500,000円	0円	750,000円
	体験型コンテンツ撮影業務委託費	0円	1,340,000円	▲1,340,000円	0円
販売促進費	観光コンテンツ体験料:5,000円×10回=50,000円	50,000円	100,000円	▲50,000円	25,000円
	コンテンツ体験料(視察及び開発コンテンツ確認)(※むつ小川原支援助成金対象)	0円	210,000円	▲210,000円	0円
	体験コンテンツクーポン配布(※むつ小川原支援助成金対象)	0円	250,000円	▲250,000円	0円
広告宣伝費	ラジオ広告料(※むつ小川原支援助成金対象)	0円	700,000円	▲700,000円	0円
デジタル周遊チケット販売促進事業		500,000円	2,250,000円	▲1,750,000円	250,000円
委託費	商品磨き上げ・宿泊連携プラン開発業務委託費(スマホレンタル費、チケットハブ新規登録費用)	500,000円	1,500,000円	▲1,000,000円	250,000円
広告宣伝費	プロモーション費用(リーフレット作成、各種広告)	0円	750,000円	▲750,000円	0円
【新】二次交通対策事業		1,650,000円	0円	1,650,000円	825,000円
委託費	津軽エリア周遊バスツアー550,000円(8日間)×3回分	1,650,000円	0円	1,650,000円	825,000円
【廃】宿泊施設と連携した体験コンテンツ造成事業		0円	6,000,000円	▲6,000,000円	0円
委託費	コンテンツ造成1部屋×3コンテンツ、ロゴマーク作成費用、事務局運営費	0円	6,000,000円	▲6,000,000円	0円
観光プロモーション事業		18,687,000円	18,508,000円	179,000円	7,590,000円
松屋銀座連携事業		10,000,000円	10,000,000円	0円	4,590,000円
委託費	謹製 津軽たんげ商品造成、津軽観光物産展in松屋銀座等開催、旅行商品造成	8,450,000円	8,450,000円	0円	4,225,000円
手数料	津軽観光物産展inくずはモールマネキン2名分派遣料	150,000円	150,000円	0円	75,000円
その他借上料	観光プロモーション物産展レジスターレンタル代	50,000円	50,000円	0円	25,000円
消耗品費	一式	30,000円	30,000円	0円	15,000円
保険料	津軽観光物産展in松屋銀座37,000円+津軽観光物産展inくずはモール23,000円	60,000円	60,000円	0円	30,000円
通信費	津軽観光物産展in松屋銀座用商品等運搬費	440,000円	440,000円	0円	220,000円
旅費交通費	スタッフ旅費 津軽観光物産展in松屋銀座計:475,000円、津軽観光物産展inくずはモール計:345,000円	820,000円	820,000円	0円	0円
観光情報発信事業		5,447,000円	5,413,000円	34,000円	2,426,500円
広告宣伝費	GDN広告、Instagram広告、雑誌等広告	2,000,000円	2,000,000円	0円	1,000,000円
	ラジオ番組・CM等放送	880,000円	0円	880,000円	440,000円
委託費	法人ホームページ保守管理業務委託費	594,000円	515,000円	79,000円	0円
	法人ホームページ改修等業務委託費	950,000円	1,000,000円	▲50,000円	475,000円
印刷製本費	津軽広域探遊マップ増刷 日・英・繁各5,000部 341,000円×3言語=1,023,000円	1,023,000円	1,898,000円	▲875,000円	511,500円
国内販路拡大事業		1,035,000円	1,035,000円	0円	0円
旅費交通費	商談会等参加旅費計:283,000円	283,000円	283,000円	0円	0円
	観光プロモーション物産展旅費計:752,000円	752,000円	752,000円	0円	0円
海外販路開拓事業		2,205,000円	2,060,000円	145,000円	573,500円
広告宣伝費	商談ブース出展料 台湾440,000円+韓国5,000円	445,000円	440,000円	5,000円	222,500円
委託費	デザイン費及び備品料金、通訳スタッフ費用 台湾448,000円+韓国0円	448,000円	448,000円	0円	224,000円
通信費	パンフレット等輸送費 台湾154,000円+韓国0円	154,000円	154,000円	0円	77,000円
消耗品費	ノベルティ費用 台湾100,000円+韓国0円	100,000円	100,000円	0円	50,000円
旅費交通費	スタッフ旅費 台湾560,630円+韓国497,030円	1,058,000円	918,000円	140,000円	0円
事業費計		32,554,000円	40,364,000円	▲7,810,000円	14,333,500円

(一社) Clan PEONY 津軽 令和8年度法人運営費詳細 (事務局案)

費用	内訳	当年度	前年度	対前年度	新地方創生交付金 国費支援金額
人件費		4,000,000円	0円	4,000,000円	2,000,000円
人件費	プロパー職員1名分人件費	4,000,000円	0円	4,000,000円	2,000,000円
諸手当		2,450,000円	0円	2,450,000円	0円
時間外勤務手当等	職員時間外勤務手当等	2,450,000円	0円	2,450,000円	0円
研修費		200,000円	0円	200,000円	0円
研修費	職員研修受講費用	200,000円	0円	200,000円	0円
旅費交通費		400,000円	650,000円	▲250,000円	0円
旅費交通費	会議・研修等参加旅費(仙台日帰り30,000円×8回、東京1泊2日50,000円×2回を想定)、県外視察旅費	400,000円	650,000円	▲250,000円	0円
通信費		900,000円	891,000円	9,000円	0円
回線使用料	電話、インターネット料金 65,000円×12ヶ月	780,000円	850,000円	▲70,000円	0円
配送費	配送料、切手・レターパック等購入	120,000円	41,000円	79,000円	0円
減価償却費		1,174,000円	1,426,000円	▲252,000円	0円
社用車	社用車2台分 93,500円×12ヶ月	1,122,000円	1,270,000円	▲148,000円	0円
リース機器等	ノートパソコン等リース料 4,290円×12ヶ月	52,000円	156,000円	▲104,000円	0円
消耗品費		350,000円	1,600,000円	▲1,250,000円	0円
消耗品費	事務用品購入、新聞図書購入費	250,000円	200,000円	50,000円	0円
備品購入費	備品・機材等購入費	100,000円	1,400,000円	▲1,300,000円	0円
車両費		300,000円	250,000円	50,000円	0円
ガソリン代	社用車ガソリン代	300,000円	250,000円	50,000円	0円
印刷製本費		0円	150,000円	▲150,000円	0円
印刷製本費	法人パンフレット等印刷費	0円	150,000円	▲150,000円	0円
賃借料		930,000円	750,000円	180,000円	0円
複写機使用料	複合機使用料	930,000円	750,000円	180,000円	0円
租税公課		60,000円	30,000円	30,000円	0円
租税公課	法人登記変更手数料 10,000円×5回、収入印紙購入	60,000円	30,000円	30,000円	0円
支払負担金		60,000円	80,000円	▲20,000円	0円
会費	東北観光推進機構正会員会費、弘前市物産協会年会費	60,000円	80,000円	▲20,000円	0円
支払手数料		561,000円	568,000円	▲7,000円	0円
報酬	公認会計士・税理士顧問報酬	528,000円	528,000円	0円	0円
手数料	銀行インターネットバンキング基本手数料(2,200円×12ヶ月)、各種費用支払に伴う銀行への支払手数料	33,000円	40,000円	▲7,000円	0円
交際費		75,000円	75,000円	0円	0円
交際費	懇親会等参加会費 5,000円×5件、招聘講師等への手土産代 5,000円×10件	75,000円	75,000円	0円	0円
会議費		200,000円	150,000円	50,000円	0円
会議費	社員総会会場代 90,000円×1回、理事会・連絡会等会場代 8,000円×6回、講師謝礼・飲料水代等	200,000円	150,000円	50,000円	0円
法人税等		100,000円	100,000円	0円	0円
法人税	収益事業に伴う法人税納付	100,000円	100,000円	0円	0円
法人運営費計		11,760,000円	6,720,000円	5,040,000円	0円

(一社) Clan PEONY 津軽 令和8年度収入詳細 (事務局案)

収入	内訳	当年度	前年度	対前年度
構成市町村負担金		42,314,000円	44,844,000円	▲2,530,000円
事業収入		2,000,000円	240,000円	1,760,000円
事業収入	体験商品・観光物産展等販売手数料、受託事業収入	2,000,000円	240,000円	1,760,000円
補助金収入		0円	2,000,000円	▲2,000,000円
補助金収入	むつ小川原助成金	0円	2,000,000円	▲2,000,000円
収入計		44,314,000円	45,084,000円	▲770,000円

(一社) Clan PEONY 津軽 令和8年度構成市町村負担金額一覧 (事務局案)

住民基本台帳の数値
(青い数字はオーブンデータ
からログ参照)

市町村名	構成市町村人口 (R7.8.1現在)	人口割合	事業費 負担金額 (人口割)	法人運営費 負担金額 (均等割)	事業費 + 法人運営費計	(参考) R7各市町村 負担金額計	差引	事業収入 充当額※1	R8各市町村 負担金額計	R8-R7 負担金額差引	新地方創生交付金 国費支援金額※2 (人口割・計画)	各市町村 実質負担金額 (交付金充当後)
弘前市	157,963人	42.4%	13,802,000円	840,000円	14,642,000円	16,568,000円	▲1,926,000円	+0円	14,642,000円	▲1,926,000円	6,926,000円	7,716,000円
黒石市	30,074人	8.1%	2,637,000円	840,000円	3,477,000円	3,568,000円	▲91,000円	+0円	3,477,000円	▲91,000円	1,323,000円	2,154,000円
五所川原市	49,213人	13.2%	4,297,000円	840,000円	5,137,000円	5,512,000円	▲375,000円	+0円	5,137,000円	▲375,000円	2,156,000円	2,981,000円
つがる市	28,407人	7.6%	2,474,000円	840,000円	3,314,000円	3,377,000円	▲63,000円	+0円	3,314,000円	▲63,000円	1,241,000円	2,073,000円
平川市	29,056人	7.8%	2,539,000円	840,000円	3,379,000円	3,454,000円	▲75,000円	+0円	3,379,000円	▲75,000円	1,274,000円	2,105,000円
鯉ヶ沢町	8,318人	2.2%	716,000円	840,000円	1,556,000円	1,357,000円	+199,000円	▲199,000円	1,357,000円	+0円	359,000円	998,000円
深浦町	6,661人	1.8%	586,000円	840,000円	1,426,000円	1,166,000円	+260,000円	▲260,000円	1,166,000円	+0円	294,000円	872,000円
西目屋村	1,178人	0.3%	98,000円	840,000円	938,000円	595,000円	+343,000円	▲343,000円	595,000円	+0円	49,000円	546,000円
藤崎町	14,154人	3.8%	1,237,000円	840,000円	2,077,000円	1,929,000円	+148,000円	▲148,000円	1,929,000円	+0円	621,000円	1,308,000円
大鰐町	8,073人	2.2%	716,000円	840,000円	1,556,000円	1,319,000円	+237,000円	▲237,000円	1,319,000円	+0円	359,000円	960,000円
田舎館村	7,182人	1.9%	619,000円	840,000円	1,459,000円	1,204,000円	+255,000円	▲255,000円	1,204,000円	+0円	310,000円	894,000円
板柳町	12,028人	3.2%	1,042,000円	840,000円	1,882,000円	1,700,000円	+182,000円	▲182,000円	1,700,000円	+0円	523,000円	1,177,000円
鶴田町	11,305人	3.0%	977,000円	840,000円	1,817,000円	1,662,000円	+155,000円	▲155,000円	1,662,000円	+0円	490,000円	1,172,000円
中泊町	9,222人	2.5%	814,000円	840,000円	1,654,000円	1,433,000円	+221,000円	▲221,000円	1,433,000円	+0円	408,000円	1,025,000円
合 計	372,834人	100%	32,554,000円	11,760,000円	44,314,000円	44,844,000円	▲530,000円	▲2,000,000円	42,314,000円	▲2,530,000円	16,333,000円	25,981,000円

※1 前年度から負担金額が増加する自治体に対して、増加分計2,000,000円を事業収入から充当しています。

※2 国費支援額は現時点の見込額であり、実際に国が行う交付対象費用の判定により変動がある事にご留意ください。

1,000円未満の増減切り捨て

一般社団法人 Clan PEONY 津軽 構成市町村負担金要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、一般社団法人 Clan PEONY 津軽（以下、「法人」という。）の事業執行のために必要な予算について、その財源となる、構成市町村が拠出する負担金の負担割合を決定するため、定めるものとする。ただし、法人が自主財源により、経費面で完全に自立し、構成市町村へ負担金の負担を求める必要がなくなった場合には、この要綱を自動的に廃止する。

(対象)

第 2 条 この要綱の対象となる構成市町村は、別表 1 のとおりとする。また、「市」「町」「村」で区分する。

(負担割合)

第 3 条 構成市町村負担金の負担割合は、別表 2 のとおり定める。なお、人口割の根拠となる各市町村の人口については、構成市町村各ホームページ等で公表された、7 月末日又は 8 月 1 日時点のものを採用する。

(その他)

第 4 条 この要綱で定めのない事項については、法人と構成市町村が協議を行った上で、理事会の承認を経て定めるものとする。

附 則

この要綱は、理事会決議の日から施行するものとし、令和 5 年度以降の負担金について適用する。

令和 4 年 9 月 30 日

別表 1（第 2 条関係）

負担金区分	(対象) Clan PEONY 津軽構成市町村
市	弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市
町	鱒ヶ沢町、深浦町、大鰐町、藤崎町、板柳町、鶴田町、中泊町
村	西目屋村、田舎館村

別表 2（第 3 条関係）

負担金区分	事業費	管理費
市	人口割	均等割
町		
村		

津軽地域観光地経営戦略（案）について
（別紙「一般社団法人 Clan PEONY 津軽 津軽地域観光地
経営戦略」参照）

令和 7 年度下半期 一般社団法人 Clan PEONY 津軽
理事長及び専務理事職務執行状況報告

【理事長 櫻田 宏】

月	日	曜日	職務内容	場所
10	3	金	市町村長会議	旧弘前偕行社
10	30	木	理事長ミーティング（第 2 回定時理事会について など）	弘前市長室
11	6	木	第 2 回定時理事会	弘前市立観光館
1	14	水	津軽ツナガルマルシェ	松屋銀座（東京都）
2	9	月	参議院予算委員会理事会 意見交換会	八甲田ホテル
3	19	火	理事長ミーティング（第 3 回定時理事会について など）	弘前市長室
3	25	水	第 3 回定時理事会	弘前市民会館

【専務理事 笹田 哲文】

月	日	曜日	活動事項	場所
10	1	水	弘前城菊と紅葉まつり開会式	弘前公園
10	3	金	市町村長会議	旧弘前偕行社
10	15	水	令和 8 年度事業社内会議	事務所内
10	22	水	第 2 回担当課長及び担当者会議	弘前市立観光館
10	28	火	DMO意見交換会	青森県庁
10	29	水	弘前市インバウンド推進協議会第 2 回作業部会	弘前市役所
10	30	木	理事長ミーティング（第 2 回定時理事会について など）	弘前市長室
11	4	火	ひろさきガイド学校第 2 回運営委員会	弘前市立観光館
11	6	木	第 2 回定時理事会	弘前市立観光館
11	10	月	函館・津軽・秋田広域観光推進協議会	ホテルメトロポリタン秋田（秋田市）
11	15	土	ひろさきガイド学校修了式	弘前市立観光館
11	17	月	弘前大学大学院「地域共創持論」講演	弘前大学
11	21	金	J R 東日本地域ネットワーク青森 総会	青森商工会議所
11	25	火	ひろさきガイド学校第 3 回運営委員会	弘前市役所
11	26	水	しゃこちゃんルーム完成披露会	つがるロマン荘
11	26	水	津軽鉄道モニターツアー	五所川原市～中泊町
11	28	金	第 2 回東北域内DMO会議	宮城県仙台市
12	1	月	つがる市役所訪問	つがる市役所
12	10	水	弘前観光コンベンション協会 第 3 回定例理事会	弘前市立観光館
12	11	木	弘大じょっぱり起業家塾 成果発表会	弘前大学創立 5 0 周年記念館
12	13	土	はこだてクリスマスファンタジー「ひろさきナイト」	金森レンガ倉庫（函館市）
12	16	火	太宰治ルームお披露目会	ヤマニ仙遊館
12	20	土	津軽鉄道イベント対応	津軽鉄道・津軽五所川原駅

12	24	水	つがる市観光物産協会訪問	つがる市役所
12	24	水	ストラテジーテックWeb打ち合わせ	事務所内（オンライン）
1	9	金	DMO経営者層向け研修	事務所内（オンライン）
1	13	火	津軽ツナガルマルシェ	松屋銀座（東京都）
1	14	水	津軽ツナガルマルシェ	松屋銀座（東京都）
1	15	木	津軽ツナガルマルシェ	松屋銀座（東京都）
1	16	金	J R 秋田支社長 表敬訪問対応	弘前市長室
1	21	水	弘前観光コンベンション協会 新春講演会・新春祝賀会	アートホテル弘前シティ
1	22	木	A N A 仙台支店長 表敬訪問対応	弘前市長室
1	28	水	平川市観光協会 2026 新年会	さるか荘
2	9	月	参議院予算委員会理事会 意見交換会	八甲田ホテル
2	13	金	第2回DMO事務局長会議	ユートリー（八戸市）
2	14	土	国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会 開始式	平川市文化センター
2	17	火	国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会 表彰式	平川市文化センター
2	19	木	弘前市観光DX勉強会	弘前市りんご公園
2	20	金	弘前市インバウンドセミナー	弘前市民文化交流館
2	26	木	松屋事業オンライン報告会	事務所内（オンライン）
3	11	水	観光人材育成事業・合同成果報告会	五所川原市民学習情報センター
3	18	水	A N A 仙台支店長 理事長表敬訪問	弘前市長室
3	18	水	JAL青森支店 打ち合わせ	弘前市立観光館
3	19	木	理事長ミーティング（第3回定時理事会について など）	弘前市長室
3	23	月	ひろさきガイド学校第3回運営委員会	弘前市立観光館
3	24	火	弘前観光コンベンション協会 第4回定例理事会	弘前市立観光館
3	25	水	青森県観光国際戦略推進本部総会	オンライン
3	25	水	第3回定時理事会	弘前市民会館

令和7年度 一般社団法人 Clan PEONY 津軽 活動報告

1. マーケティング事業

(1) 津軽地域の観光実態調査事業

名称	実施日	活動内容
観光客満足度調査	通年	調査実施
住民観光意識調査	通年	調査実施

(2) 観光DXを活用したマーケティング事業

名称	実施日	活動内容
津軽地域観光地経営戦略策定に向けた専門家招聘①	8月19～20日	津軽地域観光地経営戦略案について、観光庁登録専門家を招聘して助言を受領。
津軽地域観光地経営戦略策定に向けた専門家招聘②	9月1～2日	津軽地域観光地経営戦略案について、観光庁登録専門家を招聘して助言を受領。

2. 受入環境整備事業

(1) 受入環境整備を目的とした現地調査事業

名称	実施日	活動内容
高山稲荷神社の受入環境整備（通年）	7月11日、8月5日	インバウンド向けの看板整備、新規コンテンツ造成に係る現地視察
〃	11月27日	看板整備に係る専門家派遣、現地視察

(2) 観光人材育成事業

名称	実施日	活動内容
キックオフミーティング及び第1回ワークショップ	7月16日	キックオフミーティング、観光セミナー、ワークショップ
立佞武多枝敷席フィールドワーク	8月5日、8日	会場内各種枝敷席見学、立佞武多運行コースに沿った周辺散策、枝敷席での立佞武多観賞
津軽鉄道フィールドワーク	9月18日	津軽鉄道に乘車、駅周辺の散策
第2回ワークショップ	9月18日	観光セミナー、ワークショップ
世界自然遺産を活用した観光振興現地交流会	10月6日～10月9日	東京都・東京観光財団主催の白神山地での交流会に参加
第3回ワークショップ	10月28日	観光セミナー、ワークショップ
津軽鉄道モニターツアー	11月26日	ストープ列車モニターツアー
第4回ワークショップ	2月6日	観光セミナー、ワークショップ
合同成果報告会	3月11日	ワークショップ、成果報告会

(3) 東北観光推進機構フェニックス塾研修派遣事業

名称	実施日	活動内容
第1回（開催地・宮城県仙台市）	6月20日	入塾式・セミナー・グループワーク
第2回（開催地・新潟県新潟市）	8月1日	セミナー・グループワーク
第3回（開催地・岩手県盛岡市）	9月18日～9月19日	セミナー・グループワーク
第4回（開催地・青森県青森市）	10月24日	セミナー・グループワーク
第5回（開催地・秋田県秋田市）	11月13日～11月14日	セミナー・グループワーク・フィールドワーク
第6回（開催地・山形県山形市）	12月26日	セミナー・グループワーク
第7回（開催地・福島県福島市）	1月16日	セミナー・グループワーク
第8回（開催地・岩手県盛岡市）	3月13日	最終発表・修了式

3. 観光コンテンツ等開発・販売事業

(1) 観光DXによる体験コンテンツ販売促進事業

名称	実施日	活動内容
シルバークルーズシールドルツアー実施	4月2日～計4回	シルバークルーズツアーへの弘前シールドダイニング組み込み催行 参加者計60名
溶接体験モニターツアー	4月23日	アイアンブラネットベースオブ津軽（田舎館村）の溶接体験モニターツアー参加
モホドリ蒸留所モニターツアー	4月23日	モホドリ蒸留研究所（五所川原市）のブランデー工場見学モニターツアー参加
猿賀神社レンコン掘り体験モニターツアー	4月25日	平川市観光協会（平川市）の猿賀神社レンコン掘り体験モニターツアー参加
川崎染工場藍染体験モニターツアー	6月10日	津軽天然藍染川崎染工場（弘前市）の藍染体験モニターツアー参加
弘前観光玄武の会体験モニターツアー	7月25日	弘前観光玄武の会（弘前市）の「古の津軽を知る・感じる」まちあるきモニターツアー参加
黒石ねぶたプレミアムツアー実施	7月30日	黒石ねぶたプレミアムツアー催行 参加者5名/一人単価20万円
HIS黒石ツアー対応	8月2日	HISと連携したハワイからのインバウンド向け黒石ツアー催行 参加者30名
ツガルツナガル体験	9月30日現在	累計販売商品 70商品（4月1日比4商品増） 販売事業者数 38（4月1日比2事業者増） 予約件数 361件（前年同期比80件増） 売上金額 420万円（前年同期比164万円増） 体験者数 783人（前年同期比186人増） 1人当たり単価 5,363円

(2) むつ小川原地域・産業振興財団と連携したプロモーション事業

名称	実施日	活動内容
体験PR動画用ロケ撮影 1日目	5月22日	お抹茶立て体験（弘前市）、ねぶた灯ろう作り体験（黒石市）、陶芸体験（つがる市）の撮影。
体験PR動画用ロケ撮影 2日目	6月10日	白神アドベンチャーツアー（西目屋村）の撮影。
エフエム青森 ご当地タレント体験ロケ撮影 1日目	6月11日	金山焼、ブランデー工場見学&試飲体験、津軽三味線体験、マルコーセンター昼食（五所川原市）の撮影。
体験PR動画用ロケ撮影 3日目	6月16日	弘南鉄道基地見学&ラッセル車操作体験（平川市）、弘前市りんご公園ピクニックプラン、溶接体験（田舎館村）の撮影。
ラジオPR業務	7月4日～8月29日	エフエム青森の番組「ラジmoTT!!」とコラボ、全9回出演し津軽エリアをPR。
エフエム青森 ご当地タレント体験ロケ撮影 2日目	7月10日	溶接体験、弘南鉄道基地見学&ラッセル車操作体験（平川市）、鰯come昼食（大鰐町）の撮影。
エフエム青森 ご当地タレントによるYouTube動画投稿	7月14日～9月5日	ロケで撮影した当法人のPR動画を全6種類投稿。
体験PR動画の当法人HPへの掲載	7月22日	体験PR動画完成。当法人の体験予約ページに掲載。
体験PR動画を使用した広告出稿	7月28日～8月8日	Instagram、Google、YouTubeへの体験広告の出稿。
広告動画視聴者向けクーポン配布	7月29日～9月9日	広告動画視聴者向けに体験用1,000円引きクーポン配布。
「ラジmoTT!!」リスナー向けクーポン配布	8月1日～9月30日	エフエム青森と当法人のコラボ番組視聴者向けに体験用1,000円引きクーポン配布。
ツガルツナガル体験リピーター向けクーポン配布	10月21日～2月28日	体験予約者向けに体験用1,000円引きクーポン配布。

(3) 宿泊施設と連携した観光コンテンツ造成事業

名称	実施日	活動内容
「立佞武多コンセプトルーム」販売開始	4月4日	プレスリリース、お披露目会
コンセプトルーム造成事業参加事業者募集	5月14日～6月13日	圏域14市町村の宿泊事業者から募集し、1社の事業参加申込あり。
しゃこちゃんコンセプトルーム造成開始（つがる市）	8月8日	参加事業者の審査・決定 コンセプト：縄文/しゃこちゃん（遮光器土偶）
コンセプトルームを造成事業随時募集開始	8月19日～	事業への参加事業者の随時募集を開始。上半期時点で1社の事業参加申込あり。
太宰治コンセプトルーム造成開始（大鰐町）	9月8日	参加事業者の審査・決定 コンセプト：太宰治
しゃこちゃんコンセプトルーム完成お披露目会	11月26日	同日完成。つがる市長、柏ロマン荘支配人による挨拶とインフルエンサーによるプロモーションを実施。
しゃこちゃんコンセプトルーム販売開始	12月1日	当法人SNSにてプロモーションを実施。
太宰治コンセプトルーム販売開始	12月1日	当法人SNSにてプロモーションを実施。
太宰治コンセプトルームお披露目会	12月16日	ヤマニ仙遊館主、襖絵制作者による挨拶と声優劇団「津軽カタリスト」による太宰の小説『津軽』の朗読劇を実施。

4. 観光プロモーション事業

(1) 松屋銀座連携事業

名称	実施日	活動内容
松屋銀座プレミアムツアー	4月23日～4月25日	東京から7名参加、2泊3日で398,000円/人
弘前ねぶたin神戸2025	5月30日～6月1日	観光PR、謹製津軽たんげ販売、アップルバイ販売
津軽ツナガルマルシェKUZUHA	8月9日～8月11日	黒石市と共に観光PR、謹製津軽たんげ販売、アップルバイ販売
moreTOHOKUマルシェ	9月13日～9月14日	五所川原市と共に観光PR、謹製津軽たんげ販売

(2) 観光情報発信事業

名称	実施日	活動内容
津軽広域探遊マップ増刷	通年	マップ掲載内容の見直し、日本語版・英語版・繁体字版（増刷）
ツガルツナガル通信	通年	隔月でツガルツナガル通信の発行
SNS情報発信 Instagram	通年	フォロワー数：8,092名（4月1日比+2194名）投稿数：61件、ストーリー投稿数：210件
SNS情報発信 X	通年	フォロワー数：2,455名（4月1日比+355名）投稿件数：585件
SNS情報発信 Facebook	通年	フォロワー数：598名（4月1日比+48名）投稿件数：47件

5. 会議関係

名称	実施日	活動内容
第1回構成市町村担当課長及び担当者会議	5月13日	第1回定時理事会・第1回臨時社員総会の議事・報告内容、意見交換 など
第1回臨時理事会	4月11日	第1回臨時社員総会（書面）の開催について ＊書面開催
第1回臨時社員総会	4月16日	監事の選任について ＊書面開催
第1回定時理事会	5月21日	定時社員総会招集及び議決権の行使、令和6年度事業報告及び収支決算、役員の選任、定款の変更 など
第1回臨時社員総会	6月25日	令和6年度事業報告及び収支決算、役員の選任、定款の変更、令和7年度事業計画及び収支予算 など
第2回臨時理事会	6月25日	役員（専務理事）の選定について
第3回臨時理事会	8月8日	第2回臨時社員総会（書面）の開催について ＊書面開催
第2回臨時社員総会	9月3日	理事及び監事の選任について ＊書面開催
連絡会	9月30日	令和7年度事業の進捗状況について、津軽地域観光地経営戦略及び令和8年度事業の方向性について など
市町村長会議	10月3日	津軽地域観光地経営戦略、令和8年度事業の方向性、DMOの登録制度に関するガイドライン改正の概要について
第2回定時理事会	11月6日	津軽地域観光地経営戦略（案）、令和8年度事業計画（案）、令和8年度予算（案）及び市町村負担金（案）について
第4回臨時理事会	1月28日	第3回臨時社員総会（書面）の開催について ＊書面開催
第3回臨時社員総会	2月13日	理事の選任について ＊書面開催
第3回定時理事会	3月25日	令和8年度事業計画及び予算について、津軽地域観光地経営戦略について など

6. 商談会及びFAMツアー

名称	実施日	活動内容
青森県観光セミナー	5月27～28日	主催：青森県/青森県観光国際交流機構 会場：ホテルメトロポリタン（東京都豊島区）
インサイドジャパンツアーズ	6月9～10日	欧米富裕層旅行会社インサイドジャパンツアーズへのツガルツナガル体験営業
欧州旅行会社との商談会in盛岡	6月22日	主催：東北観光推進機構 会場：ホテルメトロポリタン盛岡ニューウィング（岩手県盛岡市）
青森県港湾空港課クルーズ	7月8日	青森県港湾空港課担当者に対して、ツガルツナガル体験のクルーズツアーへの組み込みを営業
九州地区旅行事業者との商談会	9月3日	主催：北東北三県観光立県推進協議会福岡合同事務所 会場：ホテル青森（青森市）
VISIT JAPAN トラベル＆MICE マート2025	9月24～26日	主催：JNTO 会場：愛知県国際展示場（愛知県常滑市）
欧米クルーズツアー担当者へのモニターツアー	9月25日	リッツカールトンヨットクラブ担当者に盛岡（平川市）でのスペシャルランチプランの組み込みを営業
日本東北遊楽日2025	12月5日～7日	主催：一般社団法人東北観光推進機構 会場：台湾・台北市
台湾旅行社向け商談会	3月26日	主催：青森県観光交流推進部誘客交流課 会場：青森県庁

青森県・函館観光キャンペーンについて

(別紙「報告第 3 号」青森県・函館観光キャンペーンについて参照)

一般社団法人 Clan PEONY 津軽 役職員等名簿

職 名	氏 名	備 考
専務理事兼事務局長	笹田 哲文	弘前市からの派遣職員
事務局次長兼チーフ（事業運営）	猪股 豪	弘前市からの派遣職員
チーフ（法人運営）	對馬 智文	五所川原市からの派遣職員
スタッフ	齋藤 翔太	弘前市からの派遣職員
スタッフ	渡邊 幹人	弘前市からの派遣職員
スタッフ	横山 侑平	黒石市からの派遣職員
スタッフ	佐々木 衣里菜	平川市からの派遣職員
スタッフ	三上 隼平	つがる市からの派遣職員

一般社団法人 Clan PEONY 津軽 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人 Clan PEONY 津軽 と称する。

(主たる事務所等)

第2条 この法人は、主たる事務所を青森県弘前市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 この法人は、中南津軽及び西北津軽地域の14市町村で構成される津軽圏域(以下この条及び次条において、単に「津軽圏域」という。)が「選ばれる観光地」となるよう、津軽圏域全体の更なる魅力向上と価値の創造による観光振興に取り組み、津軽圏域が一丸となって持続可能な観光地域づくりを行うとともに、津軽圏域内の地方公共団体並びに住民及び民間事業者の連携を促進することによって津軽圏域への愛着と誇りの醸成を図り、これらの主体的な力を生かし、「地域の稼ぐ力」を引き出すことにより、津軽圏域経済の活性化及び文化の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 津軽圏域における観光人材の育成
- (2) 津軽圏域の観光資源の調査、研究及び開発
- (3) 観光地域づくりのためのデータの収集及び分析並びに分析結果に基づく津軽圏域全体における観光戦略の策定及び活用
- (4) 津軽圏域の旅行商品の企画
- (5) 観光情報の集約による効果的な情報発信
- (6) 津軽圏域の住民及び観光関係者の観光客の受入れ及びおもてなしの機運の醸成及び啓発
- (7) 関連団体との連携及び情報交換
- (8) 観光に関する諸行事への協力
- (9) 前各号に掲げるほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機関の設置)

第6条 この法人は、社員総会及び理事のほか、理事会及び監事を置く。

第2章 社員

(構成員及び入社)

第7条 この法人は、この法人の目的に賛同して入社した地方公共団体、個人及び法人をもって構成する。

2 この法人の社員になろうとする者は、理事会において別に定める入会申込書により申込みをするものとする。

3 前項の申込みは、理事会においてその可否を決定し、これをその者に通知するものとする。

(経費の負担)

第8条 社員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

(退社)

第9条 社員は、退社しようとするときは、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。ただし、1か月以上前にこの法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第10条 社員が次のいずれかに該当するときは、社員総会においてその社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 1年以上会費を滞納したとき。

(2) 総社員が同意したとき。

(3) 死亡し、又は解散したとき。

(会費の不返還)

第12条 退会し又は除名された社員が既に納入した会費は、これを返還しない。

(社員名簿)

第13条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団法人法」という。）第31条の規定により、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(構成)

第14条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項について決議する。

(1) 社員の除名

(2) 理事及び監事の選任及び解任

(3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計画書）並びにこれらの附属明細書の承認

(4) 定款の変更

(5) 解散及び残余財産の処分

(6) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に1回開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 社員総会を招集するときは、開催の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、社員総会に出席しない社員が書面によって議決権を行使できることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長に事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、他の理事が議長となる。

(議決権)

第19条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 社員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散及び残余財産の処分

(5) 合併、事業の全部又は事業の重要な一部の譲渡

(6) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権行使)

第21条 社員総会に出席できない社員は、理事会の定める議決権行使書面をもって議決権を行使することができる。この場合において、その議決権の数は、前条第1項及び第2項の出席した社員の議決権の数に算入する。

(決議及び報告の省略)

第22条 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

- 2 理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長のほか、出席した社員のうちから当該社員総会において選出された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印しなければならない。

第4章 役員

(役員の設置)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上20名以内

(2) 監事 3名以内

- 2 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
3 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とする。
4 前項の理事長をもって一般社団法人法上の代表理事とし、専務理事をもって一般社団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
3 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
4 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第28条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残任期間と同一とする。

- 3 補欠として選任された監事の任期は、退任した監事の任期の満了する時までとする。
- 4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第24条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第29条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬)

第30条 理事及び監事は、無報酬とする。

(損害賠償責任の免除)

第31条 この法人は、一般社団法人法第111条第1項に規定される損害賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た金額を限度として免除することができる。

(顧問)

第32条 この法人に、任意の機関として、若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、次の職務を負う。
 - (1) 理事長の相談に応じること。
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
- 3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 顧問は、無報酬とする。

第5章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職
- (4) 社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項
- (5) 規則の制定、変更及び廃止

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき、又は理事長に事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、他の理事が招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで、理事会を開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長に事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、他の理事が議長となる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議及び報告の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項につき議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

- 2 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、当該事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般社団法人法第91条第2項の規定による報告について

は、この限りでない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 部会

第40条 この法人の事業の円滑な運営を図るため、理事会の下に、必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会の設置は、理事会の決議を経て、理事長が行うものとする。

3 部会は、その目的とする事項について、調査及び研究し、又は審議する。

4 部会の構成員は、社員総会の承認を受けて理事長が任免する。

5 その他部会に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第7章 会計

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、直近の社員総会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

(事業報告及び決算)

第43条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会へ提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計画書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計画書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号及び第2号の書類についてはその内容を社員総会に報告し、第3号から第5号までの書類については社員総会の承認を受けなければならない。

3 前項の承認を受けた書類は、主たる事務所に5年間備え置き、社員及び債権者の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第44条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 事務局

第45条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長1人のほか、必要な人員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については理事長が定め、社員総会の承認を受けなければならない。

第9章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第46条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第47条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が解散する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、類似の事業を目的とする他の法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 附 則

(最初の事業年度)

第49条 この法人の最初の事業年度は、この法人の成立の日から令和3年3月31日までとする。

(設立時役員)

第50条 この法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事	櫻田 宏
設立時理事	高樋 憲
設立時理事	佐々木 孝昌
設立時理事	福島 弘芳
設立時理事	長尾 忠行
設立時理事	三上 千春
設立時理事	石澤 照代
設立時理事	木村 吉幸
設立時理事	川嶋 大史
設立時理事	山田 忠利
設立時理事	太田 淳也
設立時代表理事	櫻田 宏
設立時監事	鹿内 勲
設立時監事	福土 勝彦
設立時監事	中畑 雅人

(設立時社員の名称及び住所)

第51条 この法人の設立時社員の名称及び住所は、次のとおりである。

青森県弘前市大字上白銀町1番地1	弘前市
青森県黒石市大字市ノ町11番地1	黒石市
青森県五所川原市字布屋町41番地1	五所川原市
青森県つがる市木造若緑61番地1	つがる市
青森県平川市柏木町藤山25番地6	平川市
青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町209番地2	鰺ヶ沢町
青森県西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢84番地2	深浦町
青森県中津軽郡西目屋村大字田代字稲元144番地	西目屋村
青森県南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目1番地	藤崎町
青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字羽黒館5番地3	大鰐町
青森県南津軽郡田舎館村大字田舎館字中辻123番地1	田舎館村
青森県北津軽郡板柳町大字板柳字土井239番地3	板柳町
青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬200番地1	鶴田町
青森県北津軽郡中泊町大字中里字紅葉坂209番地	中泊町

(定款に定めのない事項)

第52条 この定款に定めのない事項については、全て一般社団法人法その他の法令の定めるところによる。

一般社団法人 Clan PEONY 津軽

〒036-8356

弘前市大字下白銀町2番地1

弘前市立観光館2階

TEL 0172-88-6090

FAX 0172-88-6091

代表メール cptsugaru@gmail.com

域内のイベント情報を掲載したツガルツナガルカレンダーや
ツガルツナガル体験、公式 SNS など、Clan PEONY 津軽が
発信している各種情報を以下 QR コードから閲覧できます。

↓ぜひチェックしてください↓

